

報告第 8 号

令和 5 年度岩倉市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度岩倉市健全化判断比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

岩倉市長 久保田桂朗



令和 5 年度岩倉市健全化判断比率報告書

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—	—	3.8	4.0
早期健全化基準	13.25	18.25	25.0	350.0